

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	母子家庭等日常生活支援事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	子育て支援課							
	事業期間	平成16年度			～	平成30年度以降		担当係	子育て支援係							
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		12 子育て支援		6 ひとり親家庭への支援をする									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	3		目	3		大	5		中	1	
	根拠法令・個別計画	母子及び寡婦福祉法														
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	母子家庭に対して子育て・生活支援と就労支援を行い生活の安定と向上を図る。														
	内容 (手段)	<p>◆24年度実施内容</p> <p>[子育て・生活支援の充実]</p> <p>事前に登録済の家庭からの派遣依頼を受けてその必要性を判断し、家庭生活支援員を派遣する。小牧市社会福祉協議会へ委託。世帯の課税状況により一部負担金有。県3/4補助。</p> <p>[就労支援の充実]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金の支給:雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の20%(4千1円以上で10万円を上限)を支給する。国3/4補助。 ・母子家庭高等訓練促進費の支給:母子家庭の母が、国家資格の取得を目指して看護師等の養成機関で修学する場合、修学期間の一定期間(21～23年度入学者は就学期間の全期間となる特例措置有)について訓練促進費として、非課税世帯141千円、課税世帯70.5千円を支給する。県・国3/4補助。 <p>◆平成24年度直接経費の内訳</p> <p>母子家庭等日常生活支援事業委託料(488千円) 母子家庭自立支援給付金(29千円) 母子家庭高等技能訓練促進費(4,634千円)</p> <p>◆平成25年度直接経費の内訳</p> <p>母子家庭等日常生活支援事業委託料(442千円) 母子家庭自立支援給付金(300千円) 母子家庭高等技能訓練促進費(8,334千円)</p>														
	受益者負担	有 家庭生活支援員の派遣のみ利用者負担金あり。所得水準に応じて、1時間0円～300円														

			単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額	
	コスト	費用	直接経費		千円	9,673	7,106	5,151
正職員			従事者数	人	0.20	0.20	0.20	0.20
			人件費	千円	1,066	1,066	1,066	1,066
その他職員			従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
費用合計		千円	10,739	8,172	6,217	10,142		
対前年比		%		76.0	76.0	163.1		
財源	一般財源		千円	3,242	2,784	4,164	2,805	
	国・県支出金		千円	7,497	5,388	2,053	7,337	
	その他財源		千円	0	0	0	0	

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	家庭生活支援員派遣世帯数	人	目標	5	5	5
実績				5	5	5	
教育訓練給付金受給者数		人	目標	3	3	3	3
			実績	1	2	4	
高等訓練促進費受給者数(目標値=継続受給者数)		人	目標	4	5	5	5
			実績	8	7	5	
成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25	
看護師等資格取得者数	人	目標	3	3	3	3	
		実績	3	3	3		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	支援が必要な5母子家庭に、家庭生活支援員を派遣し、生活状況の改善を図った。また、資格取得のため学校に通っている援助として、高等訓練促進費を7人に対して支給した。資格についても、3人が取得し、就労の援助となった。	
		事業実施における課題	手当での現況届け時、広報などにより制度の周知が図られているが、資格が看護師等の国家資格などに限定している。就職に繋がる他の給付制度も案内し、母子家庭の就労を支援し、生活の安定を図る必要がある。	
		事業を縮小・廃止したときの影響	生活状況が厳しい母子家庭の状況が悪化する。母子家庭の母が看護師等の国家資格を得て就業する機会が失われる。	
	改善内容	平成25年度の	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	高等技能訓練促進費以外にも、ハローワークによる職業訓練給付など、資格取得に繋がる給付制度は他にもあるため、相談者のケースに応じた対応を行い、就労支援を強化する。
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)
	判定理由	国家資格の取得者については、実際の就業に繋がっているため、就労支援の強化は図られている。		
	26年度以降の改善案	高等技能訓練促進費以外にも、ハローワークによる職業訓練給付など、資格取得に繋がる給付制度は他にもあるため、相談者のケースに応じた対応を行い、就労支援を強化する。		

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。